立命館大学海外留学サポート奨学金　募集要項
（家計急変型）

問い合わせ先　※まずはオンラインサポートデスクへ相談してください

- **本奨学金制度に関すること・・・・・・・・国際教育センター奨学金担当**　オンラインサポートデスク
- **家計状況申告書類に関すること・・・・国際教育センター奨学金家計申請受付係**　TEL：070-3100-9447
  （受付時間　平日 9：30～11：30、12：30～17：00）
  ※日本語での受付・回答となります。

Ⅰ．海外留学サポート奨学金とは

（1） 本奨学金の趣旨について

本奨学金は、経済上の理由により海外留学プログラム（以下、留学プログラム）への参加または参加継続が困難であると見込まれる者に対し、支援することを目的としている給付型（返済不要）の奨学金です。

（2） 本奨学金の採用種別について

海外留学サポート奨学金には以下、2 種類の採用形態があります。

1）予約採用型

経済上の理由により、本奨学金対象の留学プログラム（立命館大学実施）への参加が困難であることが見込まれる者を支援し、留学プログラムへの参加・修了を実現することを目的としています。

2）家計急変型

本奨学金対象の留学プログラム（立命館大学実施）に派遣が決定した、あるいは派遣中の者で、家計の状況が急変し、派遣継続が困難と見込まれる者に対して支給します。すでに派遣が決定した留学への意欲や能力が高い学生が家計急変に陥った際に、留学を実現するための支援とすることを目的としています。

● 出願日程・出願方法について

出願受付期間	**随時受付**

＜個人情報の取り扱いについて＞

今回提出される書類の個人情報については、本奨学金の選考、奨学金支給に関する手続、本学からの連絡、個人が特定されない学内統計資料の作成および今後の奨学金制度の改善を図るためにのみ使用されます。

Ⅱ. 出願スケジュールについて

本奨学金における出願～採用内定～正式採用～帰国後の手続については、下記の流れを確認してください。

国際教育センターへ相談

家計が急変した場合、国際教育センターへご連絡ください。
※家計急変の事由が発生してから2カ月以内。

↓

出願書類の準備・提出

家計急変を証明する書類を提出してください。詳細は国際教育センターより案内します。

↓

選考・採用者決定

本奨学金の選考委員会にて採用が決定されます。

↓

採用結果通知

「manaba ＋R」の個人宛のお知らせにて採用結果が通知されます。

↓

支給手続・支給

支給手続にかかる書類を提出いただき、
採用および奨学金額が確定した後、支給に関するご案内を致します。

↓

留学成果報告書の提出

留学プログラム帰国後から1カ月以内に「留学成果報告書」を国際教育センターに必ず提出してください。

Ⅲ. 家計急変型について

（1）家計急変型の奨学金について

本奨学金対象の留学プログラム（立命館大学実施）に派遣が決定した、あるいは派遣中の者で、家計の状況が急変し、派遣継続が困難と見込まれる者に対して支給します。すでに派遣が決定した留学への意欲や能力が高い学生が家計急変に陥った際に、留学を実現するための支援とすることを目的としています。

（2）家計急変とは

生計維持者（学費負担者）の事情により、急激に家計状況が悪化し、本学に所属する学生の修学継続が困難と認められる程度の収入減少となった状況を指します。なお、上記の「急激に家計状況が悪化」とは予測不能な事情によるものであり、以下の退職事由（定年退職、契約（雇用）期間満了、自己都合退職、懲戒解雇）は本家計急変型の奨学金制度においては急変と見なしません。なお、家計急変事由等の基準については、学生オフィス主管の独立行政法人日本学生支援機構給付奨学金の家計急変採用の基準に準じます。

●家計急変採用の対象となる事由

※独立行政法人日本学生支援機構給付奨学金の家計急変採用の基準に準じます。

事由 A:生計維持者の死亡

事由 B:生計維持者が事故又は病気により、3 カ月以上、就労が困難

事由 C:生計維持者が失職(非自発的失業の場合に限る)

事由 D:生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

①上記A～Cのいずれかに該当

②被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生。

事由E:本人が父母等による暴力等から避難

※以下の事由は本家計急変型の奨学金制度においては急変と見なしません。

・収入減少を伴わない家計支出の増加

・生計維持者の定年退職、離婚又は失踪

(3) 事由の証明書と事由発生日

事由 A:生計維持者の死亡

証明書類	家計急変事由の発生日
下記のいずれか<コピー可> ● 戸籍謄本(抄本) ● 住民票除籍(死亡日記載)	左記の証明書に記載された 生計維持者が死亡した日

(注1)亡くなった方が「家計急変者」となります。

事由 B:生計維持者が事故又は病気により、3 カ月以上、就労が困難

証明書類	家計急変事由の発生日
下記のすべて<コピー可> ● 医師による診断書(注 2) ● 傷病休職中であることの証明書(注3)	診断書に記載された 就労困難な状況が開始した日

(注2)医師による診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が「3か月以上」であることの記載が必要です。

(注3)雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇(休職)の期間(休職開始日及び終了予定日)について記載された勤務先発行の証明書(様式自由又は所定の様式「休職証明書(家計急変採用提出用)」)の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成を依頼してください。

雇用されている者が申請時点で既に離職している場合や就労困難となった者が個人事業主の場合は、所定の様式「事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書」を記入の上、提出してください。

(注4)有給休職中であっても、収入が減少している場合は申込みができますが、収入状況の実績により判定されますので、支援が認められない場合もあります。

事由 C:生計維持者が失職(非自発的失業の場合に限る)

証明書類	家計急変事由の発生日
● 雇用保険受給資格者証(第1面・第3面・第4面)(注6)<コピー可>	左記の証明書に記載された離職日

(注5)「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証(又は雇用保険被保険者離職票)において、下表の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

11 （1A） 解雇（1B及び5E※に該当するものを除く）
12 （1B） 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 （2A） 特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22 （2B） 特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23 （2C） 特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31 （3A） 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 （3B） 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33 （3C） 正当な理由のある自己都合退職（3A、3B又は3Dに該当するものを除く）
34 （3D） 特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6月以上 12 月未満）

※「（5E） 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。

（注6）傷病手当金受給中など、雇用保険受給資格者証の発行ができないために雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険被保険者離職票（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）と所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出してください。

D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災

証明書類	家計急変事由の発生日
● 罹災証明書＜コピー可＞	左記の証明書に記載された罹災の日

（注7）生計維持者が被災し、罹災証明書が提出できる場合であっても、3 ページの家計急変の事由のD①又は②に該当しない場合は、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

E：本人が父母等による暴力等から避難

証明書類	家計急変事由の発生日
＜所定の様式＞ ● 保護証明書（家計急変採用専用） ＜原本＞	左記の証明書に記載された 保護施設への入所年月日

（注8）事由Eの申請対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

①児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第 31 条の規定による措置延長を受けることとなった者

②困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第 52 号）第9条第3項第2号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第 12 条に規定する女性自立支援施設に入所することとなった者

③その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者（避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む）

（注9）避難の原因となった方が「家計急変者」となります

※事由B・C・Dのみ収入証明書類の提出が必要となります。該当者に別途案内いたします。

（4） 奨学金支給額について

予約採用型で定める、支給額と同額を支給。

支給上限額は、留学プログラムの派遣期間と派遣地域により異なります。派遣先の地域がどの区分に該当するかは、p.7－9 の「派遣地域区分一覧」（日本語表記）で確認してください。

プログラム区分	派遣地域区分	1 学期間	2学期間	3 学期間	4学期間
a. 交換留学プログラム／学部共同学位プログラム（DUDP）／国際連携学科(JDP)	指定都市	40 万円	50 万円	90 万円	100 万円
	甲	30 万円	40 万円	70 万円	80 万円
	乙	25 万円	35 万円	60 万円	70 万円
	丙	10 万円	20 万円	30 万円	40 万円
b. 学籍上「留学」となる海外留学プログラム（上記プログラムを除く）	指定都市・甲	30 万円	40 万円		
	乙	25 万円	35 万円		
	丙	20 万円	30 万円		

（5）支給時期と支給方法について

1）支給時期：支給手続にかかる書類を提出いただき、採用および奨学金額が確定した後、支給に関するご案内を致します。

2）支給方法：採用者本人名義の銀行口座に振込みます。

（6）出願期間について

家計急変の事由が発生した日から２カ月以内まで随時受付

※留学プログラム派遣決定後～派遣期間終了

留学プログラムへの派遣決定後、あるいは参加中に家計急変となり、本奨学金への出願を希望する場合は、国際教育センターまでご相談ください。手続等の詳細は相談時にお知らせします。

Ⅳ. その他注意事項

（1）本奨学金の出願や選考は、本人が応募する留学プログラムの合否に影響を与えるものではありません。また、奨学金の採用内定者としての決定は、留学プログラムの合格を保証するものではありません。

（2）今回の募集において、不採用または採用内定取消しとなっても、次回以降の募集に出願は可能です。ただし、出願および家計状況申告に関する書類は再度提出する必要があります。

（3）受給者が次の項目のいずれかに該当したときは、国際部長は支給決定の全部または一部を取り消すことがあります。この場合において、国際部長は既に支給した奨学金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- 各種提出物が所定の期限内に未提出のとき。
- 留学プログラムへの参加を中止したとき、または留学期間が変更されたとき。
- 出願書類等への虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。
- 本奨学金の支給の要件を満たさなくなったとき。

（4）本奨学金と他の奨学金との併給については、以下をよく確認してください。

- 「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」との併給可能。
- 本奨学金の「予約採用型」と「家計急変型」との併給不可。

（5）本募集要項に記載の留学プログラムとは、現地渡航を前提とした海外留学プログラムについて記載しています。予定されていた海外留学プログラム（現地への渡航を前提としたプログラム）が、催行中止となった場合や、プログラム内容が変更された場合（オンライン留学プログラムや現地渡航を組み合わせたハイブリッド留学プログラムを含む）は、支給の有無、支給金額等が変更となります。予めご了承ください。

以上